裁判員等選任手続の流れ

前年秋～11月ころ

① 裁判員候補者名簿の作成

各地方裁判所において，選挙人名簿から無作為抽出された名簿をもとに裁判員候補者名簿を調製する。
（裁判員法23条）

⇩

② 名簿記載通知・調査票の送付

地方裁判所が①の名簿記載者に対してその旨の通知を行う。その際，併せて辞退希望の有無を確認する調査票を送付する。
（裁判員法25条，裁判員規則15条）

→ A．調査票を活用し，明らかに裁判員になることができない事由（裁判員法15条）や1年を通じた辞退事由（※）の有無，裁判員となることに特に支障のある特定の月の有無などを尋ねる。

※裁判員法16条1号（70歳以上），3号（学生又は生徒），4号（過去5年以内における裁判員等経験者），8号イ（重い病気）など。

⇩

裁判の6週間前まで

③ 裁判員候補者の選定

受訴裁判所が事件ごとに呼び出すべき候補者の数を決め，地方裁判所が①の名簿の中からくじでその数の裁判員候補者を選定する。
（裁判員法26条）

⇩

④ 期日の通知（呼出状）・質問票の送付

受訴裁判所が呼出状及び質問票の送付を行う。
②の調査票を返送し，辞退の申立て等をしていた裁判員候補者については，法令上の要件を満たしているかどうかを審査し，これを認めた場合には呼び出さない。
（裁判員法27条，30条）

→ B．質問票を活用し，裁判員法16条の辞退事由の有無及び辞退事由を理由に辞退を希望するかを尋ねる。
　裁判員になれないことが明らかな人や辞退が認められた人については，その呼び出しを取り消し，その旨を連絡する。

⇩

裁判員等選任手続期日

⑤ 裁判員等選任手続

裁判所において，裁判長が，不公平な裁判をするおそれの有無，辞退希望の有無・理由などについて質問する。
（裁判員法34条）

→ C．裁判長から，裁判員になれない事情や辞退申立てに関する事情を尋ねる（質問には，検察官と弁護人が出席する。裁判所が必要と認めた場合には，被告人も出席することができる）。（裁判員法32条）
　A，B以外でも，裁判員になれない理由のある人や辞退が認められた人は候補者から除外される。
　また，検察官や弁護人の請求により，候補者から除外されることもある。（裁判員法36条）

⇩

⑥ 裁判員・補充裁判員の選任

最終的に残った候補者の中から，くじにより選任する。
（裁判員法37条）